

四日市市告示第131号

四日市市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月30日

四日市市長 田中俊行

四日市市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市空き店舗活用支援事業補助金交付要綱（平成26年四日市市告示第140号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>四日市市<u>空き店舗等</u>活用支援事業補助金交付要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、商店街及び高度経済成長期に郊外に建設された住宅団地（以下「郊外住宅団地」という。）における<u>空き店舗等</u>を活用し、新たに出店しようとするものを支援することにより、空き店舗の解消によるにぎわいの創出並びに市内の買い物拠点の維持及び再生を図るため、その経費の一部を補助することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11条）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。</p> <p>（1）商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに<u>出店する事業</u>（卸売</p>	<p>四日市市<u>空き店舗</u>活用支援事業補助金交付要綱</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この要綱は、商店街及び高度経済成長期に郊外に建設された住宅団地（以下「郊外住宅団地」という。）における<u>空き店舗</u>を活用し、新たに出店しようとするものを支援することにより、空き店舗の解消によるにぎわいの創出並びに市内の買い物拠点の維持及び再生を図るため、その経費の一部を補助することに関し、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11条）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に定める事業とする。</p> <p>（1）商店街の区域内の空き店舗を活用し、新たに<u>商店街の不足業種</u>や必</p>

業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、医療・福祉事業のほか、商店街の集客やにぎわいの創出に資するものとして市長が適当と認めたものに限る。）及び休憩所

その他の顧客利便施設を整備する事業

(2) 別表第1に定める郊外住宅団地内の空き店舗その他の既存の建物を活用し、日常生活に必要な商品及びサービスを提供するために新たに出店する事業（卸売業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は医療・福祉事業を営業するものに限る。）及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業

2 (略)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に定める者とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う空き店舗が立地する商店街組織から推薦を受け、当該商店街組織に加入して活動する意思があるもの

(2) 前条第1項第2号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う郊外住宅団地内において地域活動に参加する意思があるもの

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、店舗等

要な業種を開始する事業及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業

(2) 別表第1に定める郊外住宅団地内の空き店舗を活用し、日常生活に必要な商品及びサービスを提供するために新たに出店する事業（卸売業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業又は介護・福祉事業を営業するものに限る。）及び休憩所その他の顧客利便施設を整備する事業

2 (略)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号に定める者とする。

(1) 前条第1項第1号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う空き店舗が立地する商店街組織から推薦を受け、当該商店街組織に加入して活動する意思がある者

(2) 前条第1項第2号に掲げる事業を行う者であって、事業を行う空き店舗が立地する当該郊外住宅団地の自治会に加入し、地域活動に参加する意思がある者

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、空き店

の整備費、維持費（光熱水費に限る。）、広告宣伝費その他市長が適当と認める経費とする。

2 （略）

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の開始前に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

（2）～（4） （略）

（5）事業を行う空き店舗等の位置を示したもの

（6）～（9） （略）

2 前項の規定にかかわらず、申請者が次年度の補助金の交付を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

（2）～（3） （略）

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 （略）

舗の整備費、維持費（光熱水費に限る。）、広告宣伝費その他市長が適当と認める経費とする。

2 （略）

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業の開始前に、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）四日市市空き店舗活用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

（2）～（4） （略）

（5）事業を行う空き店舗の位置を示したもの

（6）～（9） （略）

2 前項の規定にかかわらず、申請者が次年度の補助金の交付を受けようとする場合は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（1）四日市市空き店舗活用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

（2）～（3） （略）

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、四日市市空き店舗活用支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

2 （略）

(計画の変更)

第9条 申請者は、前条に定める交付決定通知を受けた後に補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市空き店舗等活用支援事業計画変更承認申請書(第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2～3 (略)

(変更決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により事業計画の変更を承認したときは、四日市市空き店舗等活用支援事業補助金変更決定通知書(第6号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金交付決定通知を受けたものが補助対象事業を完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 四日市市空き店舗等活用支援事業実績報告書(第7号様式)

(2)～(5) (略)

(計画の変更)

第9条 申請者は、前条に定める交付決定通知を受けた後に補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更(軽微な変更を除く。)をしようとする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市空き店舗活用支援事業計画変更承認申請書(第5号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2～3 (略)

(変更決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定により事業計画の変更を承認したときは、四日市市空き店舗活用支援事業補助金変更決定通知書(第6号様式)により申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助金交付決定通知を受けたものが補助対象事業を完了したときは、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 四日市市空き店舗活用支援事業実績報告書(第7号様式)

(2)～(5) (略)

第1号様式から第8号様式までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に決定が行われた補助金の交付について適用し、同日前に決定が行われた補助金の交付については、なお従前の例による。

(商工農水部商業勤労課)